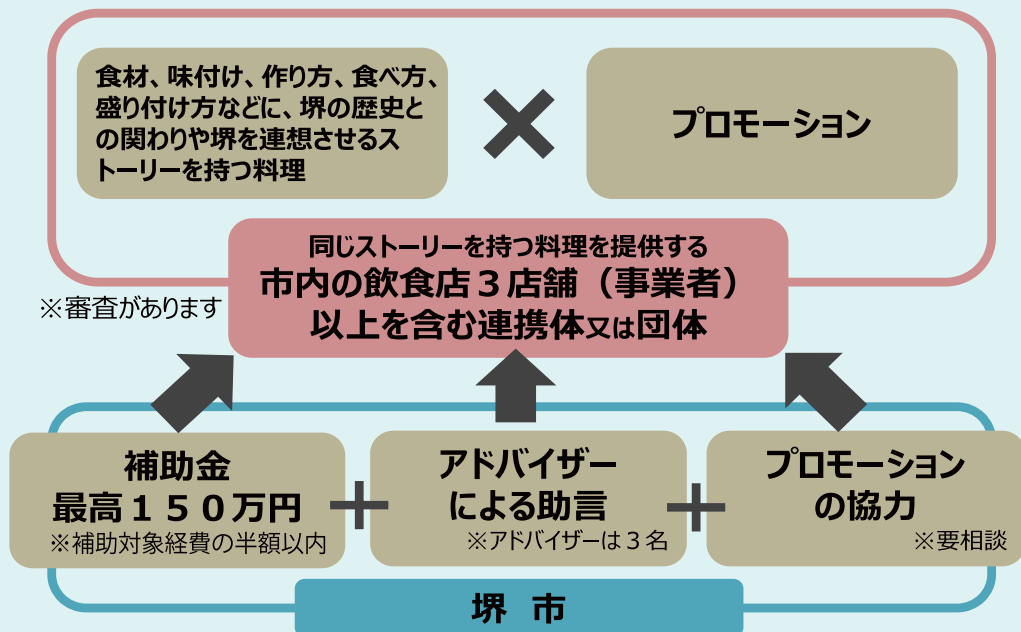


◆ シティプロモーション認定事業のしくみ ◆



次のいずれかに該当する方

- ①連携体であって、連携する者のうち3以上の者が市内で飲食店を営むもの
- ②任意団体又は法人格のある団体であって、構成員のうち3以上の者が市内で飲食店を営むもの
  - 市内で飲食店を営む方3者は必須ですが、それ以外の方の業種は不問
  - 連携体の場合、飲食店以外の業種の方が申請代表者になることも可能
  - ※ただし、条件により対象にならない場合があります

次の全てを満たす料理を補助対象期間内に発信する事業

- ①補助対象者が営む市内の3以上の飲食店で提供されている料理
- ②堺に関連する同じストーリーを有する料理
  - 料理とは  
来客に対し、飲食店内で食材を調理加工し、その場で飲食又は持ち帰り飲食させるものをいいます
  - 飲食店とは  
堺市食品衛生法施行細則第8条に規定する許可証の交付を受けた者が食品衛生法施行令第35条第1号に規定する飲食店営業を行う施設をいいます。ただし、堺市食品衛生法施行細則第7条に規定する露店営業、自動車営業、自動販売機による営業、短期営業は除きます

広告宣伝費

広告代理店に支払う経費、広告掲載、パンフ・ポスター・映像・WEB等のPR媒体作成に要する経費、イベント出店料  
 ※ただし、条件により対象にならない場合があります  
 ※連携体の場合、申請代表者が支払った経費のみ対象となります

補助対象期間 補助金交付決定日(平成30年8月頃予定)～平成31年3月31日

申請  
問合せ先

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号(堺市役所本館5階)  
 堺市 市長公室 広報部 シティプロモーション担当  
 TEL 072-228-7340/FAX 072-228-8101

堺市シティプロモーション認定事業 検索

堺のイメージと認知度向上のため、堺の歴史と関連する  
 または堺を連想させるストーリーのある料理のPR事業を募集します



最高 **150** 万円

補助対象経費の半額以内

補助金額

応募締切

平成30年

6月22日(金)

今後、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録などに向けて増加が予想される来訪者等に **堺のご当地料理** として味わっていただけるよう 皆様のPR事業をお手伝いします